(3) 市民の応援者を増やす取り組み 地域支援事業

認知症高齢者の徘徊等の見守りには、広く市民の理解を得て地域での見守りにつなげていきます。認知症は、誰でも発症する可能性のある病気であり、誰もが自らの問題として地域全体で認知症高齢者や家族を支えていくために「認知症サポーター」の養成講座を開催します。また、認知症サポーターを養成する講師役であるキャラバン・メイトの支援も行います。

※認知症サポーターは、何か特別なことをする人ではありません。認知症の人を温かい目で見守ったり、困っていたら「何かお手伝いしますか」と声を掛けたりするなど、自分にできることを考え実践する、認知症を理解した認知症の人の「応援者」です。

(4) 若年性認知症の支援

若年性認知症は、65 歳未満のいわゆる現役世代が発症することから、介護サービスの適切な利用や雇用継続に関する支援や障害福祉サービスの活用等一人ひとりの 状態に応じた支援を行います。

2 権利擁護の推進

権利擁護は、地域の市民、民生児童委員、ケアマネジャーなどの支援だけでは十分に問題が解決できない、また、適切なサービスにつながる方法が見つからない等、その方の権利が侵害されている可能性のある高齢者に対して地域で安心して生活ができるように必要な支援を行います。

(1) 成年後見制度等の活用促進 地域支援事業

認知症や精神疾患等によって判断力・意思決定能力が不十分な人で必要のある人には、成年後見制度(※1)を説明し親族からの申立てができるように支援します。申立てを行える親族がない場合等で必要と認められる場合は、申立て手続きの支援を行います。また、契約能力はあっても判断力等に不安があるという方には、できる限り自宅での生活を継続できるように社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業(※2)の支援等を行います。

※1 成年後見制度とは、判断能力が不十分な人を保護し、支援する制度であり、後見人等が本人の 利益を考えながら、本人の代わりに契約などの法律行為をしたり、不利益な法律行為(悪徳商法 など)を後から取り消すなどして、本人の権利を守ります。成年後見制度には「法定後見制度」 と「任意後見制度」の2つの制度があります。

	法定後見制度	任意後見制度
後見人の認定時期	判断能力が不十分になった後	判断能力が不十分になる前
手続き方法	家庭裁判所へ申立て	公正証書による契約
根拠法	民法	任意後見契約に関する法律
支援範囲	家庭裁判所が裁判で定める範囲	任意後見契約で決定した範囲

※2 日常生活自立支援事業とは、社会福祉協議会と契約を結び、介護サービス利用の援助、日常的な現金管理の援助、通帳や実印などの預かりを行う事業です。社会福祉協議会の「専門員」と「生活支援員」が支援を行います。

(2) 権利擁護に関する知識の普及・啓発 地域支援事業

高齢者の方々の尊厳が尊重されるよう権利擁護についての理解を深め、また、高齢者虐待を防止するためにケアマネジャーや市民を対象にした学習会や講演会を開催して知識の普及・啓発事業を行います。

(3) 高齢者虐待への対応 地域支援事業

高齢者の虐待については、生命に関わる危険な状態に陥る場合があるので、地域包括支援センターを中心に介護支援専門員や医療・福祉関係者、または警察等とも連携を図り適切に対応します。

(4) 市民後見人の養成

市民後見人とは、親族後見人と専門職後見人(弁護士、司法書士、社会福祉士など)の間に位置するものとして、成年後見制度全般についての正しい知識を持ち、社会貢献活動として、地域の中でアドバイスや後見活動を行う人です。

今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は 一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれますが、専門職 による後見人不足が懸念されています。このような状況の中、後見人等の担い手と して市民の役割が強まると考えられることから、市民後見人の養成を推進します。

3 緊急時・災害時の対応と防犯対策等の推進

(1) 高齢者を見守る体制の整備 地域支援事業

ひとり暮らし高齢者や要介護高齢者の家庭内事故等に迅速な対応ができるよう、 対象世帯に高齢者見守り支援システムの機器を設置するとともに、近隣住民の協力 を得て確認・対応体制を整えます。